平成２６年（フ）第７２０号
横浜市金沢区片吹54番８号
破産者　イノベーティブデザイン株式会社
1　決定年月日　平成26年９月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第８５３号
横浜市保土ケ谷区初音ケ丘27番15号
破産者　有限会社西沢工業
1　決定年月日　平成26年９月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第７４号
福岡市中央区草香江１丁目１番17号
破産者　有限会社オクト・クリエイションズ
1　決定年月日　平成26年９月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２５年（フ）第１０６号
福井市真栗町第25号32番地
破産者　株式会社忠建基工
1　決定年月日　平成26年９月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福井地方裁判所民事部破産係

平成２５年（フ）第２５１号
福井県吉田郡永平寺町牧福島第28号８番地４
破産者　株式会社エルピス建設
1　決定年月日　平成26年９月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福井地方裁判所民事部破産係

平成２６年（フ）第１２０号
福井県今立郡池田町池田第９号６番地の２
破産者　有限会社共生建設
1　決定年月日　平成26年９月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福井地方裁判所民事部破産係

平成２６年（フ）第１４８号
福井市四ツ井２丁目３番15号丸杉ビル東
破産者　株式会社ジャムジャム
1　決定年月日　平成26年９月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福井地方裁判所民事部破産係

平成２５年（フ）第３６２号
岐阜県揖斐郡池田町池野204の１、商業登記簿上の本店所在地岐阜県本巣市石神237番地の４
破産者　有限会社不二章和商事
1　決定年月日　平成26年９月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岐阜地方裁判所

平成２５年（フ）第７２号
岐阜県可児市兼山562番地の２
破産者　有限会社石井設備
1　決定年月日　平成26年９月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岐阜地方裁判所御嵩支部

破産手続廃止及び免責許可決定

平成２６年（フ）第７７９号
福岡市博多区青木１丁目19番１―811号
破産者　越田　敏巨
1　決定年月日　平成26年９月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２６年（フ）第７９０号
福岡市早良区小田部６丁目12番４号
破産者　山本佳代子（旧姓辻）
1　決定年月日　平成26年９月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２６年（フ）第８６５号
福岡市西区田尻１丁目２番56―904号
破産者　古澤　浩子
1　決定年月日　平成26年９月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第１４２４号
福岡市南区大平寺１丁目16番６―202号
破産者　富松　寿人
1　決定年月日　平成26年９月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２６年（フ）第１号
福岡市博多区千代４丁目４番14―502号
破産者　吉岡志名代
1　決定年月日　平成26年９月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２６年（フ）第３７８号
福岡市中央区清川２丁目１―30―804、住民票上の住所佐賀県佐賀市川副町小々森1223番地１
破産者　大坪　宏行
1　決定年月日　平成26年９月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第１７０５号
福岡市西区野方２丁目５番32号
破産者　平田　洋子
1　決定年月日　平成26年９月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第１７５４号
福岡市西区今宿東２丁目３番４―306号
破産者　木内　　繁
1　決定年月日　平成26年９月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第１７５５号
福岡市西区今宿東２丁目３番４―306号
破産者　木内　藤枝
1　決定年月日　平成26年９月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２６年（フ）第９０号
福岡市中央区平尾１丁目10番18―803号
破産者　瀬尾　純一（旧姓木戸口）
1　決定年月日　平成26年９月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２６年（フ）第５３６号
福岡市中央区小笹２丁目10番40―902号
破産者　近藤　智大
1　決定年月日　平成26年９月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部